

平成17年度たばこ・アルコール対策担当者講習会

## たばこ対策を巡る最近の動向について

厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室

## 健康日本21におけるたばこ対策

### 1 喫煙と健康に関する知識の普及

目標：喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及

100%

### 2 未成年者の喫煙防止

目標：未成年者の喫煙をなくす

0%

### 3 受動喫煙防止対策

目標：公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及

100%

### 4 禁煙支援

目標：禁煙支援プログラムが提供されている市町村の割合

100%

## 喫煙と健康に関する知識の普及

### 禁煙週間における自治体の取組例

- パネル展、パレード、新聞・テレビ・ホームページ、のぼり旗
- 庁舎内放送・防災無線、禁煙シールの配布、公用車に禁煙ステッカー
- 飲食店における受動喫煙防止対策についての一般住民の意識調査
- 管内の事業所を訪問し、分煙・禁煙の推進について普及啓発
- 健診会場等での普及啓発
- 学校での保健師等の出張出前講座
- 喫煙防止教材の貸出
- 禁煙・分煙施設登録事業
- 関係方面への再通達(商工会議所、公衆浴場組合、社会福祉協議会等)
- 飲食店事業者等へのPR(パンフレットの配布等)
- 管内公共施設の分煙状況調査及び結果を基にした訪問指導
- 禁煙外来の設置指導、ニコチンパッチ等の費用助成
- 禁煙指導員、禁煙サポーターの養成及び広報等で紹介

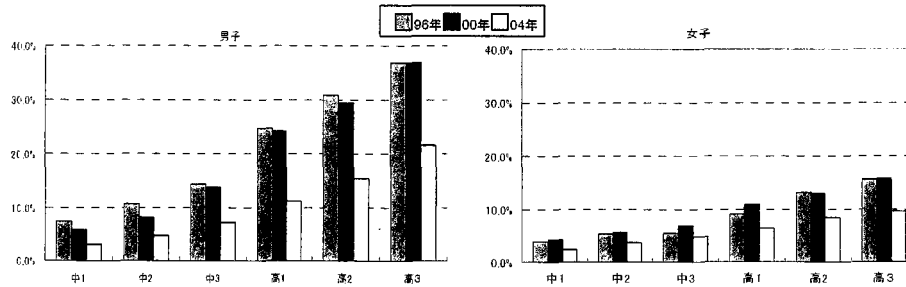


世界禁煙デー及び禁煙週間

## 未成年者の喫煙防止対策

### 未成年者の喫煙率

○96年屋→00年 中学男子の喫煙率は低下、中学女子の喫煙率は上昇  
 ○00年→04年 男女とも、全学年において低下



- ・未成年者喫煙防止対策ワーキンググループにおける検討
- ・たばこ対策緊急特別促進事業を通じた未成年者喫煙防止の取組

### 未成年者喫煙防止対策ワーキンググループについて

#### 1. 目的

政府は「たばこ規制枠組条約」の内容を踏まえ、関係省庁が密接に連携してたばこ対策を促進するため、関係省庁連絡会議を設け、たばこ対策の充実強化を図るための体制整備を行ったところである。

こうした中で、未成年者の喫煙率は、依然として高率のまま推移していることから、幹事会の下に「未成年者喫煙防止対策ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」)を設置し、各省庁の密接な連携の下、未成年者の喫煙防止対策を促進することとする。

#### 2. 構成員

(1) ワーキンググループの構成員は以下の通りとする。

- 内閣府(政策統括官(共生社会政策担当)付青少年育成第2担当参事官)
- 警察庁(生活安全局少年課少年保護対策室長)
- 財務省(理財局総務課たばこ塩事業室長)
- 文部科学省(スポーツ・青少年局学校健康教育課長)
- 厚生労働省(健康局総務課生活習慣病対策室長)

(2) 構成員は必要に応じ追加することができるものとする。

#### 3. 課題

(1) 未成年者の喫煙防止対策について

- ・未成年者への喫煙防止教育
- ・喫煙習慣者への禁煙指導
- ・たばこの入手方法に応じた喫煙防止

(2) その他

## 受動喫煙の防止対策

### 健康増進法 第25条 (平成15年5月施行)

～多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。



### たばこ対策緊急特別促進事業(実施主体:都道府県)

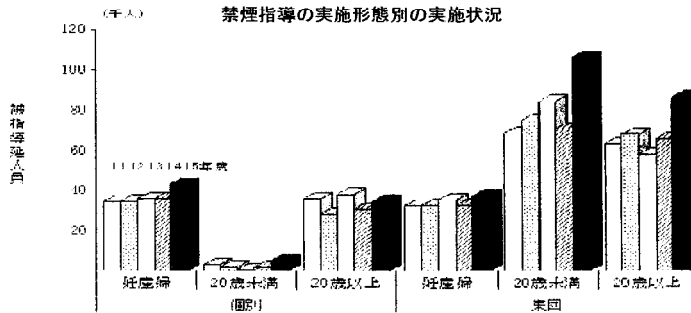
#### 娯楽施設等における受動喫煙防止に関する事業

- ① 娯楽施設等の事業者を対象とした受動喫煙防止対策に関する講習会(基調講演、集団指導、ロールプレイ)の実施
- ② 個々の事業者等を対象とした浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度を測定する機器等を活用した個別指導の実施
- ③ 効果的な受動喫煙対策を行っている施設等に対しその旨を明確に表示するための認定証やステッカー等の交付
- ④ 娯楽施設等の施設における分煙事例の情報収集、好事例の紹介等普及啓発に関する事業の実施
- ⑤ その他禁煙・分煙対策の推進に有効と認められる事業

## 禁煙支援対策

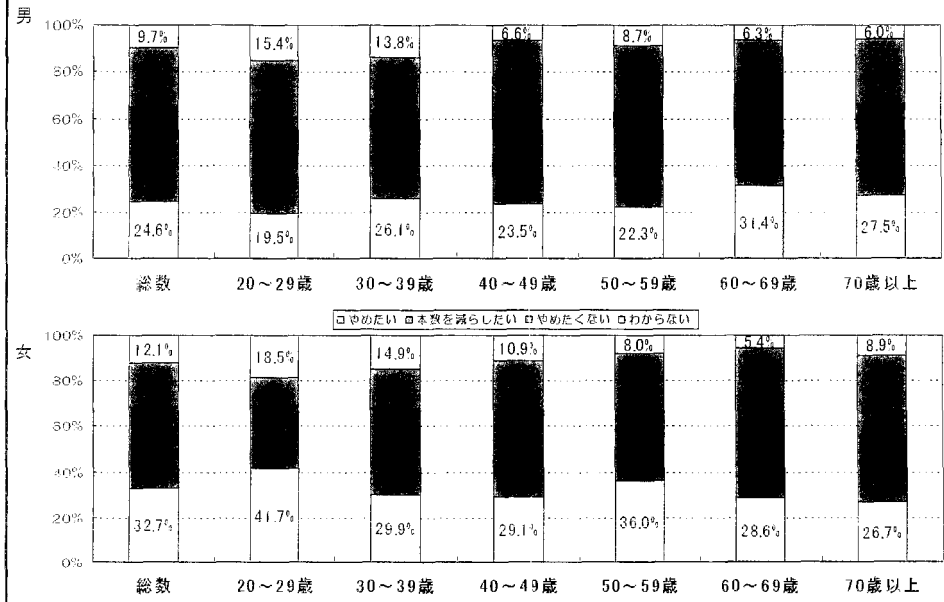
### 市町村等における禁煙指導の実施状況

平成15年度、保健所及び市区町村における禁煙指導の被指導延人員は、「個別」約83,000人、「集団」約230,000人となっている。「個別」では「妊産婦」が多く、「集団」では「20歳未満」が多くなっている。また、平成15年度、禁煙指導の被指導延人員を対前年比で見ると「個別」「集団」ともすべての対象者において高くなっており、特に「20歳未満」が高くなっている。



平成15年度地域保健・老人保健事業報告

現在習慣的に喫煙している者における禁煙の意思  
(平成15年度国民・健康栄養調査より)



たばこ規制枠組条約

<目的>

たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護する。

<概要>

- 教育、情報の伝達、訓練及び啓発
- たばこの煙にさらされることからの保護
- たばこ製品の包装及びラベル
- たばこの広告、販売促進及び後援
- 未成年者への及び未成年者による販売

国内及び国際的に実施するたばこ規制措置の枠組みを提供  
(平成17年2月27日発効)

## 今後の生活習慣病対策の推進について (中間とりまとめ)

～抜粋～

### ③たばこ対策(禁煙支援マニュアルの策定、普及、活用等)

たばこ対策に関しては、部会の議論の中で、①喫煙率の低下についての数値目標を設定すべき、②未成年者の喫煙防止対策として自動販売機の規制を大幅に強化すべき、③受動喫煙防止対策の取組が遅れている施設について積極的に対策を推進すべき、④受動喫煙防止対策の推進に向け、公共の場の禁煙・分煙の状況の調査を進めるべき、⑤たばこの価格又は税を引き上げ、その財源を生活習慣病予防対策に充当することを検討してはどうか、といった意見が出された。

また、本年5月の世界禁煙デー記念シンポジウムにおけるパネル討論においても、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会により同様の内容の決議文がとりまとめられている。

こうした意見については、関係省庁が十分に連携し、検討、さらには取組を進めていくことが必要である。また、特に喫煙率が高い20歳代から30歳代の女性を中心に禁煙の意思を有する者の自主的な禁煙の試みを積極的に支援するため、禁煙を支援するマニュアルを策定し、その普及、活用を進めるとともに、喫煙率の低下についての新たな数値目標の設定の検討も含め、国民全体の喫煙率の低下を目指すべきである。

# たばこ対策緊急特別促進事業 本年度交付申請事例

都道府県名	事業1	事業2	事業3	事業4
1 山形県	受動喫煙対応状況調査：①各市町村が管理する公共施設における受動喫煙防止の対応について、アンケート調査を行う。②飲食店、宿泊施設、事業所等の民間施設についてアンケート調査を行う。	受動喫煙防止普及啓発：①公共施設や事業所等への保健所職員の見学指導②民間の団体や健康づくり推進団体等と連携し、飲食店等の受動喫煙防止について指導・啓発を行う。	喫煙対策連携推進：①子どもが立ち入る施設の管理者、学校保健担当者、行政の担当者等による喫煙対策連携会議を開催する。②連携会議にあわせて受動喫煙防止対策等について講演会を開催する。③未成年者喫煙防止対策として、青少年健全育成活動等と連携し、自動販売機設置業者関係者に対し指導啓発を行う。また学校での喫煙防止対策の優良事例の紹介等を行う。	-
2 栃木県	子どもをたばこの害から守ろう：父母を対象とし、講演やスモーカーライザーを用いた健康チェック、喫煙に関する実態調査、禁煙支援の案内を内容とした講習会を開催する。	公共施設等での分煙状況調査：県内の公営娯楽施設(400カ所)及び診療所等(350カ所)における分煙状況を調査する。結果はHPにて公表予定	分煙効果判定の支援事業：各健康福祉センターにおいて、分煙効果判定支援週間を設け、案内により申し込みのあった事業者を対象に浮遊粉塵濃度や一酸化炭素濃度の測定機器を活用し、個別指導を行う。	「禁煙・分煙施設」の推進拡大事業：多くの県民が利用する施設を対象に禁煙・分煙の趣旨を説明し、賛同する施設に「認定ステッカー」を配布する。
3 千葉県	受動喫煙防止施設管理者講習会：健康増進法対象施設に事前に案内を出し、希望者に「千葉県受動喫煙防止対策の手引き」をテキストとし、講習会を開催する。	千葉県たばこ対策連絡推進協議会：教育・医療・産業保健・民間団体・たばこ供給者・行政関係者からなる協議会を設置し、事業の策定、推進や評価等を行う。	-	-
4 新潟県	未成年者喫煙防止教育研修会：学校保健担当者や行政たばこ対策担当者等を集め、効果的な教育法等を講習する研修会を開催する。	禁煙・分煙施設登録：認定施設に対しステッカー交付、公表を行う。また、施設管理者に受動喫煙防止の研修会を開催するとともに、受動喫煙防止対策に関する相談・支援等を行う。	新潟県たばこ対策推進協議会：有識者、生産者、販売者、消費者、NPO法人等の代表者、教育関係者、警察等により協議会を設置し、課題の共有、事業の検証を行う。	-
5 富山県	禁煙教室開催事業：①卒煙セミナー受講者を対象としたニコチンパッチの配布等を行う。②健診の機会を利用し、禁煙の啓蒙普及・サポートを実施する。③医師・保健師が事業所・市町村・学校等へ出向き、禁煙教育・禁煙指導を実施する。	-	-	-
6 福井県	禁煙サポート体制整備：①各事業所の衛生管理者に対し、禁煙指導に関する研修を実施。②医療機関に対し研修会を実施し、ニコチンパッチ等の処方に伴う禁煙指導を行える医療機関を拡大する。	-	-	-
7 長野県	たばこの健康影響に関するリーフレットを作成し、歯科診療所や関係機関に配布する。ニコチンによる健康影響に関する講演会(食生活改善推進協議会と連携)の開催	-	-	-
8 愛知県	たばこ対策促進事業：①地域での喫煙対策指導者養成のための講習会の開催。市町村、学校、青少年育成者と連携し、地域における防煙対策を推進する環境の整備を行う。	たばこ対策促進事業(受動喫煙防止対策推進事業)：受動喫煙防止対策普及員(県独自のボランティア)への資質向上のための講習会を実施。	-	-
9 三重県	受動喫煙防止の店認定：食品衛生協会と連携し、飲食店に対し分煙セミナーを開催するとともに、対策を実施する店舗を知事名で認定し、HP等で公表する。	学校防煙：生徒指導担当教員、養護教員を対象に防煙授業セミナーを実施、また小中学校を対象に防煙出前講座を行う。	たばこ規制枠組条約発効1周年特別啓発：2/28に市町村及びNPOと協力し、保健所で特別キャンペーンを実施する。	-

	実施主体	事業1	事業2	事業3	事業4
10	滋賀県	未成年喫煙防止対策：学校等関係機関へ健康教育の実施、防煙教育従事者を対象に研修会を開催、中1～高3の生徒・保護者・教師らを対象に未成年喫煙実態調査を行う。	娯楽施設への分煙状況調査：娯楽施設の分煙状況を調査する	禁煙支援ネットワーク：禁煙指導を行う医療機関らのネットワークの構築のための地域会議を開催する。併せて、禁煙相談窓口を設置し、また医療機関へ禁煙指導の状況についてアンケートを行い実態を把握するとともに啓発を促す。	-
11	大阪府	未成年者の喫煙防止対策推進のための禁煙支援強化：禁煙指導者育成研修会の開催。子どものまわりにタバコのない環境づくりをおこなうため、禁煙サポート指導者のスキルアップのための研修会を開催する。	受動喫煙防止の啓発：禁煙に取り組んでいる施設に「禁煙マーク」を交付し、HPにおいても公表する。	-	-
12	兵庫県	ヤングたばこゼロ作戦実践事業：未成年者の喫煙ゼロを目指し、管内の6中学校を対象にたばこ講座を開催。	ヤングたばこゼロ作戦フォーラム：未成年者喫煙防止対策を地域の問題として考える機会とするべく、フォーラムを開催。	-	-
13	岡山県	未成年者喫煙防止対策推進：教育委員会と連携し、未成年喫煙防止用の教育媒体と指導マニュアルを作成、学校や地域に於いて普及啓発を行う。	禁煙・完全分煙実施施設認定：禁煙実施施設及び完全分煙施設について、認定し、認定証を交付する。併せて広報・チラシ等により一般住民へ普及啓発を行う。	-	-
14	山口県	学校等における防煙教育の出前講座 事業所や3歳児検診等の会場における出前講座	-	-	-
15	香川県	高松駅前禁煙キャンペーン：関係団体と連携し、ティッシュやチラシの配布、大型テレビでのビデオ放映、啓発ブースの設置等	禁煙・分煙推進（香川県禁煙・分煙施設認定制度の創設）：認定委員会を設置し、認定基準を定め、基準を満たす施設には認定証・ステッカーを交付、HPで公表。	-	-
16	佐賀県	防煙教育の推進：各保健所において、児童や、生徒を対象に健康教育を行う。	禁煙・完全分煙認証施設制度：娯楽施設、事業所、飲食店等に周知するとともに、適切で具体的な分煙の方策を助言する。	防煙・分煙・禁煙サポートネットワーク：禁煙希望者に対し禁煙支援、また医師会等関係者らによる、検討会を開催し、禁煙推進のための基盤整備事業を実施する。	-
17	長崎県	未成年者等喫煙防止事業：中学生用喫煙防止教材を作成し、学校で喫煙防止教育授業を実施する。	完全禁煙・分煙施設の認証事業：完全禁煙等の受動喫煙防止対策を実施している施設に対し、その旨を認証するステッカーを交付する。	-	-
18	大分県	未成年者禁煙推進：児童・生徒・父母・学校保健担当者等を対象に、講演会を開催。未成年者の喫煙防止に効果的な教育方法を指導する講習会の開催。	-	-	-